**桜環境整備補助金交付要綱**

（趣旨）

**第１条**　この告示は、地域の特性を生かし個性ある地域の振興を図るため、住民が主体となり、地域の活性化を推進する事業に要する桜整備事業経費について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

**第２条**　補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、活動拠点が市内にある宇陀市観光協会会員とし、桜を活用した観光事業を1週間以上継続して行い、経済効果が見込める団体とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 地域の特性を生かし個性ある地域の振興を図るため、住民が主体となり、地域の活性化を推進する事業として宇陀市観光協会が認める桜整備事業 | 補助対象事業に要する経費 | 予算の範囲内で宇陀市観光協会が定める額 |

（補助対象事業、経費及び補助金の額）

**第３条**　補助金の交付の対象となる事業、経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

（補助金の交付申請）

**第４条**　補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて宇陀市観光協会事務局に申請しなければならない。

(１)　事業計画書

(２)　収支予算書

(３)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

**第５条**　宇陀市観光協会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書により通知するものとする。この場合において、宇陀市観光協会は必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助事業等の変更等）

**第６条**　前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象団体（以下「補助団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、宇陀市観光協会の承認を受けなければならない。

(１)　補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

(２)　補助対象経費の配分の変更をしようとするとき。

(３)　補助金額の増額をするとき。

(４)　補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　宇陀市観光協会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業変更（中止・廃止）承認通知書により、通知するものとする。

（実績報告）

**第８条**　補助団体は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに事業完了報告書に次に掲げる書類を添えて宇陀市観光協会事務局に提出しなければならない。

(１)　事業実績報告書

(２)　収支決算書

(３)　その他、宇陀市観光協会が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

**第９条**　宇陀市観光協会は、前条の事業完了報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

**第11条**　第９条に規定する通知を受けた補助団体は、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書を宇陀市観光協会に提出しなければならない。

（指示及び検査）

**第12条**　宇陀市観光協会は、補助団体に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（補助金の返還等）

**第13条**　宇陀市観光協会は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(１)　第５条後段の規定により宇陀市観光協会が付した条件に違反したとき。

(２)　前条の規定による宇陀市観光協会の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。

(３)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

２　宇陀市観光協会は、前項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書により通知し、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されている場合においては、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

**第14条**　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、宇陀市観光協会が別に定める。